

改正意匠法の話

- 平成18年6月8日公布・平成19年4月1日施行 -

1. 法改正の目的

意匠権その他の産業財産権の保護の強化及び模倣品対策の強化を図ることを目的とする。

2. 各論

2.1 画面デザインの保護の拡充

初期画面以外の画面や別の表示機器に表示される画面を保護

2.2 部分意匠の保護の拡充 / 緩和

先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠であっても、先願意匠の出願日の翌日からその公報発行の前日までに同一出願人が出願した場合は、意匠登録を受けられる。(意3条の2)

2.3 関連意匠の保護の拡充 / 緩和

類似意匠の出願時期を、本意匠の公報発行の前日まで認めることとした。

2.4 意匠権の存続期間の延長

設定登録日から20年間とした。(15年 20年)

EU法は出願日(登録日)から25年間である。

2.5 意匠の類似範囲の明確化 / 類否判断の基準

「登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものとする。」(意24条2項)

(1) 登録意匠とそれ以外の意匠 出願意匠は？

(2) 類否判断 出願意匠の類否判断は？

(3) 需要者(消費者) 創作者(デザイナー), 当業者は？

(4) 視覚を通じて 何を見るのか？

(5) 美感に基づく 混同か創作か？

(6) この改正は商標法か？意匠法か？

(7) 最高裁判例とは何か. 審決取消事件

「伸縮可撓ホース」事件(最高昭和49年3月19日判) 無効審判系

「帽子」事件(最高昭和50年2月28日判) 出願(拒絶査定)系

2.6 新規性喪失の例外適用の緩和

創作した意匠でも出願して登録しなければ保護されないところ、公知公用にして新規性を喪失した意匠でも、その日から6か月以内に出願すれば救済される。但し、公知公用にしたことについての証拠となる証明書を、出願日から30日以内とした。(14日 30日) 平成18年9月1日施行

2.7 秘密意匠制度の緩和

出願意匠が登録されると意匠公報に掲載され、意匠内容が公開されるが、公開をせず秘密状態にしておくことを請求できる時期を、出願時と登録料納付時との2つにした。秘密にできる期間は最長3年間である。

秘密にできる期間は最長3年間である。

2.8 「実施」の定義に「輸出」を追加 <平成19年1月1日施行>

「輸入」はあっても「輸出」はなかった。(三法共通・意2条3項, 38条)

2.9 「譲渡目的所持」を侵害とみなす行為に追加 (三法共通・意38条)

<平成19年1月1日施行>

2.10 刑事罰の強化 (四法共通・69条, 74条) <平成19年1月1日施行>

(1) 意匠権侵害罪

- ・懲役上限10年
- ・罰金上限1000万円
- ・法人重課 3億円

3. その他, 残された問題点

- (1) 無審査登録制と有審査登録制との併用
- (2) 存続期間の起算日と意匠権保護の遡及効
- (3) タイプフェイスの保護

日本デザイン団体協議会

(社)日本グラフィックデザイナー協会 (JAGDA)

(社)日本パッケージデザイン協会 (JPDA)

(社)日本サインデザイン協会 (SDA)

(社)日本ディスプレイデザイン協会 (DDA)

(社)日本インテリアデザイナー協会 (JID)

(社)日本クラフトデザイン協会 (JCDA)

(社)日本ジュエリーデザイナー協会 (JJDA)